

施設設備整備区分（飲料用自動販売機）

事業の実施に伴う施設設備の費用負担区分は原則下表のとおりとする。

項目		本機構	事業者	備考
電気設備	(1) 動力及び電灯 コンセント電源		○	電気副メーターは事業者
	(2) 通信設備・電 話設備		○	
	(3) 照明設備		○	
給排水設備	(1) 給水設備	○ 床上バルブ止めま での現行設備の維持管 理	バルブ止め以降全 ての設備は事業者負 担	
	(2) 排水設備	○ 床上キャップ止め までの現行設備の維持 管理	床上キャップ止め 以降の全て（床上排 水接続を含む）の設 備は事業者負担	
防災設備	(1) 火災報知設備	○		
	(2) スプリンクラー設備	○		
	(3) 非常放送設備	○		
	(4) 非常照明設備	○		
	(5) 誘導灯設備	○		
その他	備品、什器類		○	

（注）費用の負担区分が本機構となっているものについても事業者の原因によるものは事業者の負担とする。費用の負担等について疑義があるものについては、本機構と事業者が協議のうえ決定するものとする。